

保育士養成課程における「相談援助」科目に関する研究

鈴木 久美子

はじめに

2000（平成 12）年の保育所保育指針改定、2001（平成 13）年の児童福祉法改正により保育士資格は国家資格となり、同法第 18 条の 4 において、保育士の業務は「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とされた。保育士の重要な専門性の一つは、当然のことながら子どもの保育であるが、二つ目として同等に「保護者に対する保育に関する指導」があげられたのである。ただし、ここに定義された「保育に関する指導」（以下「保育指導」とする）とはなにか。2008（平成 20）年 3 月に 3 度目の改定が行われた保育所保育指針を受け、同年 4 月に上梓された『保育所保育指針解説書』コラムにおいては、「保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、援助、行動見本その他の援助業務の総体」（厚生労働省 2008：179）と説明する。だが「保育指導」という表現は極めてわかりづらいと考える。「指導」とは保育士（支援者）主体の文言であり、コラムで解説されているような援助業務総体を表し、保護者（利用者）主体でとらえるならば、「支援」という用語の方が適切ではないか。実際に、保育所保育指針では、第 6 章に『保護者に対する支援』を設け、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援について定めている¹⁾。

そもそも、上記のように国家資格となった保育士の業務に保護者に対する「保育指導」が加わったことにより、2001（平成 13）年に保育士養成課程ではカリキュラム改正が行われた。この改正により、「社会福祉Ⅰ（講義）」は「社会福祉（講義）」に、「社会福祉Ⅱ（演習）」は「社会福祉援助技術（演習）」に変更、併せて保育士の保護者等への子育て支援を体系的に学ぶ科目として、「家族援助論（講義）」が新設された²⁾。この改定の背景には、社会福祉基礎構造改革のもと、2000（平成 12）年に行われた社会事業法から社会福祉法への法改正の成立によって、保育士資格が社会福祉専門職として位置づけられ、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士と同様に、社会福祉援助技術実践を理解する必要があるとされたことも加えられよう。

しかし、2010（平成 22）年には再度、新養成課程が告示され、【保育の本質・目的の理解に関する科目】としての「社会福祉援助技術（演習 2 単位）」は、改正後には【保育の本質・目的に関する科目】の「相談援助（演習 1 単位）」と、【保育の内容・方法に関する科目】の「保育相談支援（演習 1 単位）」にいわば分割された。また、【保育の対象の理解に関する科目】の「家族援助論」は「家庭支援論」に名称変更されたのである³⁾。

それを受けて、指定保育士養成校においては、2011（平成 23）年度入学生から、「相談援助」「保育相談支援」の教授が始まった。保育現場においては、以前から保護者対応についてはそれぞれの経験値のなかで日常的に行われてきた、否行わざるを得ないものであったが、ここで改めて保育士養成上学ばなければならないものとされたのである。とほいうものの、そ

の教授方法については担当者として未だ試行錯誤の途上にある。その一方で、保育を学ぶ学生自身が現場で一番大変なこと、難しいこととは保護者との関わり、保護者対応であると感じ、現場からもまた保護者とのコミュニケーション能力の重要性が指摘されている⁴⁾。柏木によれば、「保育指導業務の社会福祉の援助技術における位置づけや当該業務に必要とされる基礎知識、技術の体系は、いまだ明らかにされていない状況であり、ソーシャルワークやカウンセリングの専門性とも近接するため、その体系化が早急に求められる現状にあるにもかかわらず、先行研究もほとんど認められない」（柏木ほか 2010：270）なかで、関係各所からは保護者の存在性とその対応が大きくクローズアップされているのである。

そこで本稿では、保育所保育指針および解説書、さらに 2014（平成 26）年 4 月に告示された幼保連携型認定こども園教育・保育要領および解説書を手掛かりとして、「保育指導」「保護者支援」とはなにかを今一度整理するとともに、保育を学ぶ学生が保護者との関わりについてどのような意識を持っているか、まずは明らかにしていきたい。この作業を経ることで、保育士養成における「相談援助」科目のありよう、その教授法を探る第一歩とする。

1. 保育士養成における「保育指導」「保護者支援」に関する科目とは

現行の指定保育士養成校における〈必修科目〉は、以下のようになっている。

<p>【保育の本質・目的に関する科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育原理（講義 2 単位） ○教育原理（講義 2 単位） ○児童家庭福祉（講義 2 単位） ○社会福祉（講義 2 単位） ○相談援助（演習 1 単位） ○社会的養護（講義 2 単位） ○保育者論（講義 2 単位） 	<p>【保育の対象の理解に関する科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育の心理学Ⅰ（講義 2 単位） ○保育の心理学Ⅱ（演習 1 単位） ○子どもの保健Ⅰ（講義 4 単位） ○子どもの保健Ⅱ（演習 1 単位） ○子どもの食と栄養（演習 2 単位） ○家庭支援論（講義 2 単位）
<p>【保育の内容・方法に関する科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育課程論（講義 2 単位） ○保育内容総論（演習 1 単位） ○保育内容演習（演習 5 単位） ○乳児保育（演習 2 単位） ○障害児保育（演習 2 単位） ○社会的養護内容（演習 1 単位） ○保育相談支援（演習 1 単位） 	<p>【保育の表現技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育の表現技術（演習 4 単位） <p>【保育実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育実習Ⅰ（実習 4 単位） ○保育実習指導Ⅰ（演習 2 単位） <p>【総合演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育実践演習（演習 2 単位）

そこで、本稿が焦点を合わせる科目は、「保育指導」「保護者支援」について教授するものとして、【保育の本質・目的に関する科目】群の「相談援助（演習 1 単位）」と、【保育の内容・方法に関する科目】群の「保育相談支援」（演習 1 単位）である。また、「子育て支援」そのものに関する科目としては、【保育の対象の理解に関する科目】群の「家庭支援論」、さらに「児童家庭福祉」という大きな括りで見れば、【保育の本質・目的に関する科目】群の文字通り「児童家庭福祉」がある。

では、それ以外に「保護者」「家庭」「子育て支援」といったキーワードがその内容に含まれている科目を、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長により示されたシラバスからリストアップしてみる。

○「保育原理」	: 1. 保育の意義 (3)保護者との協働 2. 保育所保育指針における保育の基本 (4)保護者との緊密な連携
○「保育内容総論」	: 4. 保育の基本を踏まえた保育内容の展開 (5)家庭、地域、小学校との連携を踏まえた保育
○「乳児保育」	: 2. 乳児保育の現状と課題 (4)乳児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場 5. 乳児保育における連携 (1)保護者とのパートナーシップ
○「障害児保育」	: 4. 家庭及び関係機関との連携 (1)保護者や家族に対する理解と支援

以上のように、保育の基幹科目においても、「保護者との協働」「家庭との連携」「子育て支援」が、また障害児に特化したなかで「家庭との連携およびその支援」が、教授項目として1単元程度は含まれている。しかしながら、保育士の業務が「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とされているなかで、直接的に保護者との関わりについて学ぶ科目は、「相談援助」「保育相談支援」に任されているのである。

2010（平成22）年3月に出了された『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』によれば、従来の「社会福祉援助技術」が「相談援助」に名称変更されたのは、「社会福祉士等の養成等において、『社会福祉援助技術』が『相談援助』に改められたことを踏まえるとともに、保育との関連で相談援助の内容や方法について学ぶことは重要であるため」（保育士養成課程等検討会 2010：7）であり、「保育相談支援」については、「保育士の『保護者に対する保育に関する指導』（児童福祉法第18条の4）について具体的に学ぶことが重要であるため」（同上：5）とされている。なおここでいう具体的な学びこそ、「保育所保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法」であり、「その際、『相談援助』、『家庭支援論』等の科目との関連性や整合性を配慮する」（同上：6）こととなる。

そこで、「相談援助」と「保育相談支援」の＜目標＞を具体的に掲げてみる。

相談援助の目的	保育相談支援の目的
1. 相談援助の概要について理解する 2. 相談援助の方法と技術について理解する 3. 相談援助の具体的展開について理解する 4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める	1. 保育相談支援の意義と原則について理解する 2. 保護者支援の基本を理解する 3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する 4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する

「相談援助」では、保育所保育指針の大きな改定ポイントであった保育とソーシャルワークの接点を「社会福祉援助技術」から引き継いで、相談援助の内容や方法を学ぶことが示されている。ただし、保育士に期待されるのは「相応にソーシャルワーク機能を果たすこと」（厚生労働省2008：184）であることから、それに伴い、関係機関や多様な専門職との連携と社会資源の活用といった具体的展開も学ぶ。「ソーシャルワークを中心的に担う専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等の理解を深めたうえで、援助を展開する」（同上）ための学びである。そのうえで「保育相談支援」では、子どもの保育と密接に関連した「日常の保育と一体的に行われる」（同上187）「保育指導」「保護者支援」の基本と実際を学び、さらに保育所以外の児童福祉施設における「保護者支援」など

にも触れることとなっている。つまり両科目を通じて、“相応”のソーシャルワーク機能をもつ独自の「保育ソーシャルワーク」を学ぶことが求められている。

従来から、保育現場においては、とりわけベテラン保育士たちが当たり前「保護者支援」を行ってきただけで、そうすることで、子どものよりゆたかな育ちを支えることができるということが自明であったからにはほかならない。また、若い保育士たちもそうした先輩保育士の姿を日常的に見ることで体験的な学びが深められて、「保護者支援」の実際は継承されてきていたはずである。しかしながら、社会状況が大きく変化するなかで、子育て環境もまた変容している。家庭における子育ての課題は増大し、家庭の養育能力そのものが低下、子育て（ケア）の外部的化が一層進むと同時に、保護者自身のありようも変化し、そのニーズは多様化している。そうしたなかで、保育所の第一の役割である「子どもの最善の利益の考慮」が果たして適切になされ得ているのか。個々の経験値に全面的に頼って、保育士養成上、これまで養成科目の内容に具体的に反映されていなかったこの分野の専門性が今、まさに問われているのである。こうした現実から、保育の専門性とソーシャルワークを接近させ、一部重なり合ったかたちで相談、助言の専門知識・技術を学ぶ科目が、「相談援助」「保育相談支援」といえよう。

では、具体的にどのような観点をもって「保育指導」「保護者支援」、あるいは「保育ソーシャルワーク」を教授していくのか。次節以降、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を手掛かりに整理していく。

2. 保育所保育指針からみる「保育指導」「保護者支援」とは

保育所保育指針においては、「保育指導」「保護者支援」に関連して、以下のように規定している。

まず「第1章総則」においては、【2. 保育所の役割】として、(3)「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」としたうえで、(4)「保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである」と明示している。さらに【3. 保育の原理 (1) 保育の目標】の中では、イ「保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない」、【(2) 保育の方法】の中では、カ「一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること」と述べられており、保育士の専門性を生かしながら、個々の家庭状況と保護者の意向を受け止めて「保育指導」「保護者支援」を行うことを促している。そして、独立した「第6章 保護者に対する支援」の冒頭でも再び、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである」と記されている。具体的には、【1. 保育所における保護者に対する支援の基本】として、(4)「一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること」、(5)「子育て等に関する相談や

助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること」等があげられ、そのうえで、【2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援】として、(1)「子どもの保育と密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと」、(2)「保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること」等、保育所の支援とは日常の保育と一体的に行われることが特徴的であり、保護者と日々のコミュニケーションを図っていくことこそが「保育指導」「保護者支援」につながるといふこと、つまり保育における相談援助は、必ずしも相談窓口で相談員が常駐して行うのではなく、子どもや保護者に最も身近な保育士が日常的な関わりの中から行っていくものであるということが、具体的に提示されている。

3. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領からみる「保育指導」「保護者支援」とは

1997（平成18）年に、認定こども園制度が就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして始まった。しかし、幼稚園と保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないなど、制度上の根本的な課題が指摘された。そこで、認定こども園法⁵⁾一部改正法により、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督が一本化されることとなった。その結果、認定こども園法第10条第1項に基づき、2014（平成26）年4月30日に幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領とする）が告示された。

教育・保育要領の策定の基本的な考え方として、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保が掲げられたが、その構成は幼稚園教育要領に準ずるものとなった。そのため、保育所保育指針では独立しておかれていた「第6章 保護者に対する支援」部分は、教育・保育要領では「第1章 総則」の中の「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項6」に組み込まれた。特に配慮すべき事項6の冒頭は、「保護者に対する子育ての支援にあたっては、この章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点にたつて・・・」と始められる。保育所保育指針の「保護者に対する支援」が、ここでは「保護者に対する子育ての支援」と「子育て」の文言が付け加えられ、その内容も「保護者に対する支援の基本」部分がすっぱりと削除されており、こうした点から、ソーシャルワークの視点がぼやけてしまったと感じざるを得ない。また、こども園の特徴を鑑み、新たに付け加えられた項目が2つある。(1)ウ「教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること」、オ「地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること」である。

2015（平成 27）年 4 月から導入された「子ども・子育て支援新制度」においては、子育て支援の意義のポイントとして、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、（中略）地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるような環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どもの良い育ちを実現するほかならない」（内閣府子ども・子育て本部 2015：18）としており、それが、ウの教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促すことにつながっている。しかしウの後段部分で触れられているように、保護者の生活形態が異なることを踏まえたきめ細やかな配慮が一層求められることになる。さらに、オで触れられている一時預かり事業は、認定こども園のいわば大きなセールスポイントであるが、ここでも保護者の生活形態を反映した子どもの在園時間の長短の差が顕著となるため、より個別的な配慮が求められると同時に、「子どもの最善の利益」という最も重要な点が改めて問われてくる。解説書では「一時預かり事業などの活動は、家庭の教育力を損なうものであってはならない。そのため、保護者との情報交換などを通じて、一時預かり事業などの活動の趣旨や家庭における教育の重要性について保護者の理解を十分に図り、保護者が、幼保連携型認定こども園と共に園児を育てるという意識が高まるようにすることが大切である」としている（内閣府ほか 2015：129）。ちなみに、オの項目に関して、解説書は 4 頁を割いて注意事項を記しており、本事業の重要性を強調する意図が読み取れると同時に、現場の困惑、実践の難しさも窺われる。

もちろん、認定こども園においても、認定こども園法第 2 条第 7 項において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う」と記され、「保護者に対する子育ての支援」がこども園の重要な役割の一つであるとされている。しかし、上記のような特徴をもち、より一層多様な環境にある家庭及び保護者への対応、さらにそれぞれのニーズに合わせた「保護者支援」（教育・保育要領では「保護者の子育ての支援」とされるが）が求められるなかでは、『保育所保育指針解説書』が提示する「保育指導」（この文言そのものには違和感はあるものの）としてなすべきこと一保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、援助、行動見本その他の援助業務の総体一が、たとえ保育制度が変わろうとも、保育の専門的知識・技術として、さらに求められてくるのではないだろうか。

以上、保育所保育指針及び教育・保育要領から、「保育指導」「保護者支援」について整理してきた。次章では、実際に保育を学ぶ学生が、保護者との関わりについてどのようにとらえているのかを調査結果から示してみたい。

4. 保育を学ぶ学生対象のアンケート調査から

(1) 調査の目的

保育を学ぶ学生は保育者の専門性として、どのような能力を特に必要と考えているのだろうか。なかでも、「保育指導」「保護者支援」に関する能力についてはどうであるか。さらに、学生の立場として、保護者そのものに対してどのようなイメージをもっているのかを明らかにすることで、保育士養成における「相談援助」科目の教授法を探ることを目的とする。

(2) 調査対象および調査の実施方法、倫理的配慮

T大学短期大学部保育科2年生184名。2015年7月末の「相談援助」第15回目授業内において、今後の授業に活かしたいという調査目的を明らかにし、無記名で成績には影響しないことをアナウンスしたうえで実施した。

(3) 調査の内容

- ① 「現場で働く保育者にとってどのような能力が特に重要か」を25項目の中から選択（複数回答可）
- ② 「保護者」に対するイメージ（自由回答）

(4) 分析方法

①については単純集計、②についてはKJ法を用いて、カテゴリーによる分類を行った。

(5) 結果及び考察

① 現場で働く保育者にとって特に重要だと思う能力

選択肢の25項目に関しては、全国保育士養成協議会による『平成24年度 専門委員会課題研究報告書 保育者の専門性についての調査』における「保育に向かう態度の獲得時期に対する意識」の設問としてあげられた選択肢、及び『保育所保育指針解説書』であげられている「保育指導」「保護者支援」の具体的項目等を参考に作成した。質問設定としては、1つ1つの項目について「とても重要」「重要」「どちらかといえば重要」「あまり重要でない」の4択でどこに当てはまるかを尋ねたうえで、その中から改めて「自分が特に重要だと思う能力」を任意で複数選択してもらった。なお、質問紙上では25項目は要素群に関係なくランダムに並べている。その結果を下記に示すが、集計表として、項目を要素群ごとに並べ替え、「保育指導」「保護者支援」に関わる項目には●をつけた。

■現場で働く保育者にとって特に重要だと思う能力 (N = 184・複数回答)

現場で求められる保育者の能力	回答者数	割合
【保育者として求められる内面的要素】		
・使命感をもって子どもと接することができる	18 人	9.8%
・十分な基礎学力がある	18 人	9.8%
・子どもの成長に喜びを感じることができる	109 人	59.2%
・社会人としてふさわしいマナーがある	31 人	16.8%
・家事など、自らの生活体験を活かした保育を行うことができる	1 人	0.5%
・保育者自身の豊かな遊び体験を活かした保育を行うことができる	6 人	3.3%
【保育者として求められる対外的・対人的要素】		
・個と集団の関係をふまえて、子どもと関わるすることができる	26 人	14.1%
・細やかな注意力をもって保育を行うことができる	41 人	22.3%
●保護者からの信頼を得ることができる	89 人	48.4%
・子どもと誠実にかかわることができる	51 人	27.7%
・表現豊かに自分の気持ちを伝えることができる	27 人	14.7%
・保育者集団の中でリーダーシップを発揮できる	1 人	0.5%
・チームワークを意識して保育することができる	31 人	16.8%
●保護者や目上の人に適切なコミュニケーションをとることができる	32 人	17.4%
●保護者に子どもの様子を伝えることができる	63 人	34.2%
・子どもの状況に応じて柔軟な態度で保育ができる	95 人	51.6%
【保育実践スキル要素】		
・遊びのレパートリーが多い	32 人	18.5%
・子どもを引き付ける魅力的な表現をすることができる	42 人	22.8%
・5領域を理解して、保育に活かすことができる	32 人	17.4%
・子どもの発達や内面を適切に理解して保育を行うことができる	75 人	40.8%
●わかりやすい文章で、連絡ノートやクラス便りを書くことができる	19 人	10.3%
・ピアノの技術（弾き歌い）がある	20 人	10.9%
●保護者に保育内容について説明することができる	17 人	9.2%
・指導計画をたて、適切な環境や援助のあり方を考えることができる	28 人	15.2%
●保護者同士の関わりを見守り、関係づくりを援助することができる	19 人	10.3%

その結果、特に重要だと思う能力として、最も回答の多かった項目は「子どもの成長に喜びを感じることができる」(59.2%)であり、次いで「子どもの状況に応じて柔軟な態度で保育ができる」(51.6%)、「保護者からの信頼を得ることができる」(48.4%)、「子どもの発達や内面を適切に理解して保育を行うことができる」(40.8%)、「保護者に子どもの様子を伝えることができる」(34.2%)であった。調査対象大学は、2年間で保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得することができる保育者養成校である。そこで、本調査時点で、既に保育実習Ⅰの保育所実習及び教育実習を終了し、科目としても五領域関連はほぼ修学している状態にあった。そして、本格的に就職活動が始まるというタイミングでもある。それは、学生なりにそれぞれの保育観が熟成されつつある時期ともとらえられる。そのことから、上位に入った項目については、その能力そのものに、あるいはそのフレーズが醸し出すいわば雰囲気といったものも含めて、多くの学生が惹かれるものであったといえるかもしれない。

そして、保護者との関わりとして、「保護者からの信頼を得ることができる」が約半数、「保護者に子どもの様子を伝えることができる」も3割以上から選択され、重要だと思える能力の上位5位までに入るといった結果が得られた。これは、本調査が「相談援助」の最終講義時であったことの影響はたしかにあると考える。前期15回を通して、担当教員である筆者が学生に伝えてきたメッセージでもあったからである。しかし、先に述べたような学びのプロセス上、とりわけ実習体験を通して、保護者との関係性について現実的に考える機会をもっていたともいえる。

一方、ほとんど回答が寄せられなかった項目としては、「家事など、自らの生活体験を活かした保育を行うことができる」「保育者集団の中でリーダーシップをとることができる」(0.5%)、「保育者自身の豊かな遊び体験を活かした保育を行うことができる」(3.3%)、「保護者に保育内容について説明することができる」(9.2%)、「使命感をもって子どもと接することができる」「十分な基礎学力がある」(9.8%)という結果となった。この結果をいくつかの視点から分析してみる。まず、【保育者として求められる内面的要素】群で見ると、「子どもの成長に喜びを感じることができる」だけが突出しており、全体でも1番多く選択されたが、それを除くと、当該群内の項目は他群と比較して低い結果となった。だが、内面的要素群の項目設定には以下のような背景がある。筆者は2011年に「新卒保育者の早期離職問題に関する調査」を実施している(加藤・鈴木2011)。その際、現場から見た「困った新人保育者」として多く挙げられたのが、①基礎学力の不足、②一般常識やマナーの欠如、③家事能力(生活力)の欠如、④コミュニケーション能力の欠如、という「保育者」以前に、「社会人」あるいは「人間力」の脆弱さ、未熟さに関する指摘であった。そこで、本調査を実施するにあたり、これらのキーワードを意識的に入れてみたのである。しかし、結果を見るかぎり、現場でまずは求められている「基礎学力」「家事能力」「自らの豊かな遊び体験」、そして「マナー」も含めた内面的要素(=人間的要素)的な能力は、学生からすればその重要度は相当に低く、現場と学生との間にズレが生じていることが明らかとなった。また、「集団内のリーダーシップ」に関しては、自分自身を新人保育者としてなぞらえて回答したため、先輩保育者に従うというイメージが強くなったせいであろうか。しかし演習授業の担当者からは、筆者も含め、近年グループワークがやりづらくなった、グループ内でリーダーシップを自然にとり、集団をまとめていける、またまとめようとする姿勢自体を示す学生が以前に比べて減っている、との指摘も聞かれる。さらに、「保育者としての使命感」も低く、この点に関してはあえて言うまでもないことなのか、それともそうした意識そのものに乏しいのか、判断に苦しむところではある。いずれにしても、筆者は「相談援助」を教授するなかで、保育士という専門職は対人援助職であり、子ども及び保護者にとって大切な社会資源の1つとして、「私」という人間そのものが道具になるのだということを学生に伝えてきたつもりであった。実際に、徹底して「自己覚知」ワークを行い、自分自身というものを見つめる時間をつくっている。しかし、まずは保育者として以前に1人の人間としてのありようがいかに大切であるのか、また技術も重要であるがそのベースとして、専門職としての使命感・倫理観がどれほど重要なものであるのかを自覚的に捉える力を身につけること、またそのために日常生活そのものを大切にしていくことが必要であると学生に伝えることもまた、保育士養成の中で真剣に考えていく必要性を改めて感じた。

では、本稿で焦点化している「保育指導」「保護者支援」に係る項目に関しては、ど

のような結果が得られただろうか。全体から見ても高かった「保護者からの信頼を得ることができる」(48.4%)を筆頭に、「保護者に子どもの様子を伝えることができる」(34.2%)、「保護者や目上の人に適切なコミュニケーションをとることができる」(17.4%)、「わかりやすい文章で、連絡ノートやクラス便りを書くことができる」「保護者同士の関わりを見守り、関係づくりを援助することができる」(10.3%)、「保護者に保育内容について説明することができる」(9.2%)という結果となった。この結果から、現場における保護者の存在性、保護者対応についての意識はそれなりに強く、とりわけ「保護者と信頼関係を築く」ことの重要性はある程度認識している。しかし、では具体的にどのようにしたらよいのか、どのような能力が必要なのかと問われると、その部分が曖昧である状況が浮かびあった。だが、この点こそ、後期の「保育相談支援」の教授内容となってくる。「相談援助」から「保育相談支援」にいかにつなげていくのか、この2つの科目を通してトータルに「保育指導」「保護者支援」の知識・技術、そしてそのマインドを教授する重要性が確認できた。

② 保護者に対するイメージ

それでは、そもそも学生は保護者に対してどのようなイメージを持っているのだろうか。300を超える回答が寄せられたが、その中で目立った回答をカテゴリー別に分類してみた。

■学生が抱く保護者のイメージ（自由回答）

【子どもへの思いの深さ】

- ・子どもが一番大切 (27)
- ・子どもを愛している (26)
- ・子どもが第一、子どもが最優先 (22)
- ・いろいろ心配 (18)
- ・わが子が一番 (15)

【子どもにとっての存在性】

- ・子どもにとって一番の存在、唯一無二の存在 (6)
- ・子どもにとって大切な存在 (4)
- ・子どもが安心できる存在 (4)
- ・子どもが一番好きな人 (4)
- ・子どもの一番近くにいる人 (4)

【子育てする母親】

- ・子育てや家事、仕事等で大変 (14)
- ・忙しくて、疲れている (13)
- ・子育ての不安や悩みを抱えている (12)
- ・子育てに悩みながらも頑張っている (4)
- ・子育て、家事、仕事に頑張っている (4)
- ・悩みを相談できる場を求めている、支援が必要 (4)

【保育者と保護者の関係性】

- ・園での子どもの様子を何でも知りたい (18)
- ・保育者を信頼して子どもを預けてくれる (11)
- ・怖い (10)
- ・クレームが多そう、口うるさい (9)
- ・モンスターペアレントがいそう (9)
- ・一緒に子育てをするパートナー (7)
- ・保育者と関わりたいと思っている (6)

予想以上に様々な言説があったが、主要な回答を大きく分類すると、【子どもへの思いの深さ】、【子どもにとっての存在性】、【子育てする母親】、【保育者と保護者の関係性】という4つのカテゴリーに分類できた。

まず、最も保護者のイメージとして強かったのは「子どもへの愛情」である。「わが子を愛している、わが子のことを一番大切に思っている、何をおいても子どものことを最初に考える」といった子どもへの思いが多く寄せられた。そして、「愛しているからこそ、子どものことは何でも心配になる」という親心に言及した回答も多かった。一方、子どもの立場から見た保護者の存在性もあげられた。「子どもにとって一番の存在、子どもが安心できる存在、

子どもが一番好きな人」といった表現でこれらは語られている。なお、【子どもに対する思いの深さ】と【子どもにとっての存在性】に分類されるイメージにおいては、「一番〇〇」という表現が特に目立った。「親にとって子どもは一番〇〇」「子どもにとって親は一番〇〇」として、親子関係はなにものにも変え難い絶対的なものである、というイメージで捉えられていた。

そして、その他の中心的イメージは、【子育てする母親】及び【保育者と保護者の関係性】に分類される、まさに保育者の立場からの視点である。「子育てや家事、そして仕事に頑張っている母親、頑張りすぎて疲れている母親、子育てに悩んでいる母親」のイメージ、そして「保育者を信頼して大切な子どもを預けてくれる子育てのパートナーで、園での子どもの様子を何でも知りたいと考えている。だから、保育者は保護者としてしっかりコミュニケーションを図っていく必要がある」といった保護者との信頼関係を築く（築きたい）保育者としての自分を重ね合わせたイメージである。しかしその一方で、「怖い、クレームを言われそう、モンスターペアレンツがいるかも」といった保護者に対するネガティブなイメージも一定数寄せられた。

以上のような結果を受けて、学生が考える「保護者像」が浮かび上がってきた。第一が「親は子どもを絶対的に愛している」という概念であり、中には、「自分の子どもを一番大事にするべき人」という表現を用いた者もいた。もちろん、親は子どもを愛し、かわいいと思っているとするのは一般的な考え方であろう。しかし、保育者を目指す学生たちは自身の成育歴も含めて、親は当たり前でそうであるとする傾向が極めて強いように思われる。だが、子どもへの愛情をベースに「親はどんなことがあっても、全てを犠牲にしても、常に子どものことを第一に考えるべきである。親なのだから〇〇すべきだ」といった自らの価値観を振りかざして、保護者と対峙しようとするならば、保護者との信頼関係を築けないばかりか、保育者に期待される大きな役割である相談、助言への道筋が閉ざされてしまうだろう。様々な背景があって、今、目の前にいる子どもをかわいがるができない保護者、たった一つでも歯車が狂ってしまったら子どもと適切に向き合うことができなくなってしまう保護者が存在するかもしれないことを、保育・子育ての専門職として捉えておかなければならない。しかしながら、子どもにとってその親は唯一の存在であること、そして子どもを大切に思っているが故に何もかもが心配になってしまうこと、とりわけ母親たちは子育てのみならず家事や仕事に多忙な日々を送りながら頑張っていること、その一方で頑張りすぎてしまったり、子育ての不安は尽きないことなど、相談援助者としての保護者に対するまなざしを学生たちは十分にもっていることも明らかとなった。

そして「相談援助」の授業でももちろん触れているが、なによりも実習で送迎時等に保護者と保育者とが話をしている場面を観察するなかで、保護者が園での子どもの様子を知りたいと願っていること、子どものことを保育者と話したいと思っていることなどへの気づきも見られた。日常の保育のなかで見られた子どもの素敵な行動や言葉を保護者に伝え、子どものことについて共に語り合うことで、保育者と保護者との間に信頼関係がつけられていく。保育の専門性を生かしながら、個々の家庭状況や保護者の意向を受け止めてこそその「保育指導」「保護者支援」であることへの理解にもつながる視点である。

しかし、一方で「保護者が怖い」というイメージも極めて率直なものとしてあげられた。「正直言うと少し怖い」「最近、保護者が保育者にきつい言葉を言う」と聞き、怖いなど思っし

まう。もちろんそういう人が多いわけではないが慎重になってしまう」「怖い。でも、何か言う人でも悩んでいたり不安だったりするかもしれないので、怖いと思わず積極的に関わりたい」など、具体的なコメントが寄せられた。学生たちは自分たちの仲間集団同様、保護者の中にもいろいろな人がいることは十分にわかっている。そのうえで、やはり「怖い」。しかしそれはまっとうな感覚であると考える。自分よりも年上の方がほとんどで、「わが子が一番」と考えているであろう保護者と、新人保育者である自分はどう向き合っていたらよいのか。想像力を働かせれば働かせるほどに、そこに生じる感情を「怖さ」とするのはいわば的確な表現ではないか。だが、保護者に対するネガティブなイメージの中に、「子どもを育てたことがなくせに、産んだこともなくせに、と思われてしまうのではないか」という不安がある」という回答も得られた。この言葉は、実は学生からしばしば聞かれるものでもある。しかし、保育者は保育の専門知識と技術をもった専門職である。ただ単に「母親であるかないか、自分の子どもを育てたことがあるかないか」といった個人的な経験だけで量られることには全力で抗ってほしい。もちろん専門職としての自らの未熟さを自覚しつつ。「(母)親になっていないからだめだ」と簡単に納得してしまったり、逆説的に子育てという行為そのものが、「(母)親だったら誰にでもできること」にすり替わってしまう危険性を孕んでいることに気づいてほしい。子育てという営みは素晴らしいものであると同時に、“普通に”子育てをしている人であっても、時として負担感や不安感、孤立感などを抱きかねないものでもある。子育てとは、親ならできること、親だけでできることではなく、子どもと親を取り巻く様々な人々がそれぞれの領域で手をかけ関わり続けるなかでできる協働の営みなのである。そのなかで重要な一翼を担う保育者が、経験だけで判断するような、そのような罫に自身が陥ってしまってはならない。そして、ただの保護者のいない間のお預かりではなく、子どもの育ちを支える専門性をもった専門職としてあくまでも“適正な”プライドをもって、保護者と真摯に向き合い関わるができる保育者であってほしい。そのためには、保育や子育てに関する専門知識・技術にソーシャルワーク（その原理と態度、知識、技術等）を加えての援助が求められるのである。

5. まとめにかえて

保育士養成課程において「相談援助」「保育相談支援」が導入されて以来、担当者として試行錯誤しながら教授してきた。「保護者との信頼関係」「保護者との連携」といったフレーズをただの耳ざわりのよい言葉として連発するのではなく、同様に「受容」「共感」といった言葉を用いれば理解したような、理解させたような気になるのではなく、保育とソーシャルワークの接点を自身でも探りながら、机上の空論にならずにどう学生たちに伝えていくのがこの間の課題であった。現場における「保護者支援」の実際や課題を併せてヒアリングしながらも、その教授内容・方法は微調整を繰り返している。そうこうしているうちに、子ども・子育て支援新制度が開始され、筆者が所属する大学の所在地である政令指定都市では、公立園は全てこども園化された。もちろん教育・保育要領も告示され、学生たちは従来の『保育所保育指針解説書』『幼稚園教育要領解説書』に加え、分厚い『教育・保育要領解説書』の3冊を携えて授業に臨んでいる。保育現場は現実も、そして制度も大きく変わり続けているのである。しかし、より一層の「保育指導」「保護者支援」が求められていることだけはたしかである。そこで本稿では、まずは初心に戻って、保育士養成における「相談援助」科

目のありよう、その教授法を探る第一歩を踏み出すことを目的とした。

そのなかで、「保育ソーシャルワーク」の体系化は早急になされるべきだと考える。保育所、幼稚園、そしてこども園それぞれの特徴を鑑みつつも共通した体系をもったうえで、適切な相談、助言ができる保育者の能力は今後ますます培っていかなければならないだろう。だが、果たしてそれだけでよいのだろうか。横山（2008）の精神医療ソーシャルワーカーとしての立場から提唱する「ソーシャルワーク感覚」が示唆深い。

「ソーシャルワーク感覚とは、ソーシャルワークという理論的枠組みを持ったソーシャルワーカーが、自らの実践経験のなかで身体感覚を含めてあらためてソーシャルワークとは何か、ソーシャルワーカーとはどのような人かを納得していくことである」（横山 2008:36）。

保育者という専門職は、保育に関する専門知識・技術、そして保育実践を持っている。そのうえで「身体感覚」を含めた「保育ソーシャルワーク」を作り出していくことができるのではないだろうか。ここで、本調査で学生自身が選び出した「現場で働く保育者にとって特に重要だと思う能力」上位5項目を振り返ってみると、「子どもの成長に喜びを感じることができる」「子どもの状況に応じて柔軟な態度で保育ができる」「子どもの発達や内面を適切に理解して保育を行うことができる」という保育の専門職としての知識・技術、実践があり、そのうえで、「保護者に子どもの様子を伝えることができる」「保護者からの信頼を得ることができる」ことへと繋がっていく。まさにこれこそが「ソーシャルワーク感覚」であり、保育と相談援助、ソーシャルワークの接点が見えてくるような気がしてならない。そのために養成課程において「相談援助」科目で何を学ぶのか、単なる知識の習得にとどまらない教育プログラムの開発を目指していくことが今後の課題である。

【注】

- 1) この点に関しては、徳広（2012）も触れている。筆者も用語の整理が極めて重要であると考えるが、正確な概念規定を行うことは今後の課題とさせていただき、本稿においては、保育士の専門性として求められる保護者に関わる業務としては、「保育指導」「保護者支援」と並列して使用していく。また、『保育所保育指針解説書』において、保育士に期待されるのは「相応にソーシャルワーク機能を果たすこと」（厚生労働省 2008：184）とされていることから、“相応”のソーシャルワーク機能をもつ独自の「保育ソーシャルワーク」という用語も本稿の中では用いる。
- 2) 2001（平成13）年のカリキュラム改正では、その他必修科目として「障害児保育（演習）」「養護内容（演習）」及び「総合演習（演習）」が新たに追加された。また、「小児栄養（講義・実習）」を「小児栄養（演習）」に、「乳児保育（講義）」を「乳児保育（演）」に変更された。
- 3) 2010（平成22）年のカリキュラム改正では、その他必修科目として、【保育の本質・目的に関する科目】群では、「保育者論（講義2単位）」を新設されたことから、「保育原理（講義4単位）」が講義2単位に、「児童福祉（講義2単位）」が「児童家庭福祉（講義2単位）」に、「養護原理（講義2単位）」が「社会的養護（講義2単位）」に名称変更された。【保育の対象の理解に関する科目】群では、「発達心理学（講義2単位）」「教育心理学（講義2単位）」が「保育の心理学Ⅰ（講義2単位）」および「保育の心理学Ⅱ（演習1単位）」に、「小児保健（講義・実習5単位）」が「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」および「子どもの

保健Ⅱ（演習 1 単位）」に、「小児栄養（演習 2 単位）」が「子どもの食と栄養（演習 2 単位）」に名称変更、「精神保健（講義 2 単位）」は廃止された。【保育の内容・方法に関する科目】群では、「保育課程論（講義 2 単位）」が新設、「保育内容（演習 6 単位）」が「保育内容総論（演習 1 単位）」および「保育内容演習（演習 5 単位）」に、「障害児保育（演習 1 単位）」が 2 単位に、「養護内容（演習 1 単位）」が「社会的養護内容（演習 1 単位）」に名称変更。【基礎技能】の「基礎技能（演習 4 単位）」が【保育の表現技術】の「保育の表現技術（演習 4 単位）」に、【保育実習】の「保育実習（5 単位）」が「保育実習Ⅰ（実習 4 単位）」と「保育実習指導Ⅰ（演習 2 単位）」に、【総合演習】「総合演習（演習 2 単位）」が「保育実践演習（演習 2 単位）」と大幅な変更が実施された。

- 4) 筆者が 2011 年に実施した静岡県内の保育施設に対する「新卒保育者の早期離職に関する実態調査」において、このような意見が出されている。詳しくは、加藤・鈴木（2011）を参照のこと。
- 5) 正式には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」である。

[文献]

- 一般社団法人 全国保育士養成協議会，2013，『平成 24 年度 専門委員会研究報告書「保育者の専門性についての調査」－養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み－』。
- 柏木霊峰・橋本真紀，2010，『増補版・保育者の保護者支援－保育相談支援の原理と技術』フレーベル館。
- 加藤光良・鈴木久美子，2011，「新卒保育者の早期離職問題に関する研究Ⅰ ～幼稚園・保育所・施設を対象とした調査から～」常葉学園短期大学紀要，第 42 号：79-94。
- 厚生労働省編，2008，『保育所保育指針解説書』フレーベル館。
- 徳広圭子，2012，「児童家庭福祉分野における『支援』の意味 －『援助』から『支援』へ－」岐阜聖徳学園短期大学部紀要、第 44 集：63-71。
- 内閣府子ども・子育て本部，2015，『子ども・子育て支援新制度について』。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省，2015，『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』フレーベル館。
- 保育士養成課程等検討会，2010，『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』。
- 前田敏雄監修 佐藤伸隆・中西遍彦編，2014，『演習・保育と相談援助 第 2 版』みらい
- 横山登志子，2008，『ソーシャルワーク感覚』弘文堂。